

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、経営理念に沿った持続的な企業価値の向上を目指すと共に、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの信頼関係の構築を行うべきであると確信しており、その実現のためには社会に適合した最良のコーポレートガバナンスを実現することが必須であると考えています。かかる概念を明確化するため、この度、「コーポレートガバナンスガイドライン」を作成し、2015年12月10日の取締役会で決議しました。ガイドラインの全文は当社ホームページをご覧ください。(URL: <http://www.ichikoh.com/>)

なお、当社の経営理念は、次のとおりです。

1. Mission

「照らす」・「映す」で、安全・安心・快適なドライビング環境を創造する

2. Vision

私達市光工業は、ものづくりの会社として、環境に配慮し、常に先進技術に挑戦し、最適のソリューションを提供することで、お客様と社会に喜ばれる企業を目指します

私達が目指すのは、人を大切にし、互いを尊重し合い、何でも話し合える社風を大切にする、働き甲斐のある企業です

3. Values

<カスター>

お客様と一緒にになって考え、お客様を満足させ、社会を満足させるソリューションを提供します

<イノベーション>

先進技術を追求し、環境に配慮して、お客様に喜ばれる「自信と誇りあるものづくり」を目指します

<チャレンジ>

業界全体にアンテナを張り、出来ない言い訳をせず、挑戦を続けます

<インテグリティー>

相手を信頼し、尊重し、公正・誠実に、社会の規範に従って行動します

<ダイバーシティー>

文化、慣習、生活、性別、年齢、人種、全ての違いを受け入れます

<One Team>

個人の力を高め、組織力で勝負します

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1 - 4】政策保有株式

当社は、以下の(a)、(b)の観点から合理的と判断される株式については保有を継続します。

(a)定量評価

当社の資本コストと株式保有から受ける便益を比較し、合理的に説明できるかどうかで判断

(b)定性評価

株式の保有が顧客の自動車メーカーなどとのビジネスの成長/発展に貢献しているかどうかで判断

なお、株式売却については、コーポレートガバナンス報告書で開示する予定であります。議決権行使については、当社グループの企業価値を高める議案及び投資先の企業価値を高める議案には賛成、それ以外の議案には反対することとしています。

【原則2 - 6】企業年金アセットオーナーとしての機能発揮

当社は、人事面では、リソースの許す限り、経理出身者を当社企業年金基金の専従者に任命し、運用面では、外部有識者を含めた委員会で運用先を決めており、今後も人事面、運用面での改善の取組を検討し、可能なものから実施していきます。

【原則3 - 1(iii)】情報開示の充実(報酬決定の方針と手続き)

2015年度から報酬諮問委員会を設置し、その答申に基づき譲渡制限付株式報酬を2016年度に導入しました。

その有効性、及び全体的な報酬体系については引き続き報酬諮問委員会で検討中です。

【補充原則4 - 1 - 3】最高経営責任者等の後継者の計画

CEO/COO等の最高経営責任者の後継者候補となりうる経営幹部層の母集団の作り方、対象者の教育・訓練、選抜方法などのSuccessor Development Plan (SDP)の作り方について、今後取締役会で議論し、決定します。

【補充原則4 - 2 - 1】取締役会の役割・責務(2)経営陣の報酬

当社の取締役・執行役員の報酬の制度設計、報酬額は、報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会で審議のうえ決定していきます。

【補充原則4 - 3 - 2および4 - 3 - 3】取締役会の役割・責務(3)CEOの選解任、CEOの解任手続き

当社は、CEO、COO等の最高経営責任者および経営陣幹部について、それぞれの選任、解任基準を設け、その基準に従い、他の必要な要

素を考慮して、取締役会で審議し、選任、解任(取締役の場合には解任提案)を決定します。

【補充原則4-10-1】独立した諮問委員会

当社では、報酬諮問委員会を設置していますが、指名諮問委員会については、今後の課題として取締役会で議論をしていきます。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件

当社の取締役会は、国際性の多様性を考慮した構成となっていますが、ジェンダーについては、今後の検討課題として、取締役会で議論をしていきます。監査役候補には、引き続き適切な経験・能力・知識を有する人を選任していきます。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役の自己研鑽が前提との共通理解の下、取締役・監査役のトレーニングを実施しており、2018年度は外国人取締役向けの日本の会社法制の研修を実施しました。2019年度は更に充実したプログラムを検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7】関係当事者間の取引

当社は、関係当事者間の取引につきましては、当社のコーポレートガバナンスガイドラインの中で原則を定めています。特に、親会社であるヴァレオ社及びそのグループ会社との取引条件に不公正な点が発生しないよう、利益相反監視委員会が取引内容を調査し重要性に応じて取締役会の承認又は報告事項とし、独立社外取締役による公正な視点を生かして運営してまいります。

【原則3-1(i)(ii)】情報開示の充実(経営理念等)

経営理念やコーポレートガバナンスに関する基本的考え方等は、冒頭に記載のとおりです。
経営計画等につきましては、当社ホームページで開示しています。(URL: <http://www.ichikoh.com/>)

【原則3-1(iv)(v)】情報開示の充実(経営幹部選任、取締役・監査役の候補指名の方針と手続き)

経営幹部の選任、取締役・監査役候補の指名は、取締役会決議をもって行いますが、その選任にあたっては独立社外取締役の意見を尊重することで、恣意性を排除し、本人の能力など総合的な視点で選任されるように配慮します。
また、個々の取締役の指名理由も株主総会資料で開示します。

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務(1)経営陣に対する委任の範囲

当社は、法定事項、それに準じる重要な事項について経営上の判断、決定は取締役会が行い、それ以外の業務執行に関しては、代表取締役及び執行役員に委任しています。

【補充原則4-2-1】取締役会の役割・責務(2)中長期業績と報酬の連動

経営陣の報酬を中長期の業績と連動させる仕組みを報酬諮問委員会で検討し、その答申に基づき譲渡制限付株式による報酬の導入しています。2019年度の報酬の詳細については取締役会で決定する予定です。また、その有効性につきまして、報酬諮問委員会でモニターしていく予定です。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役は、会社法及び東証規則の要件に加え、当社の独自の要件(当社コーポレートガバナンスガイドラインの別紙に記載)を定めており、その内容を当社ホームページで開示しています。(URL: <http://www.ichikoh.com/>)

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の他社兼任状況

取締役・監査役の兼任の状況は、株主総会招集通知に記載のとおりです。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性分析・評価

当社は、取締役会の実効性の分析・評価を毎年実施することを決定し、2019年3月に取締役および監査役にアンケート調査を行い、その結果に基づいて分析・評価を行っております。取締役会の実効性が向上したと判断ましたが、特に以下の事項を改善する必要があることを共通認識し、取締役会の実効性の向上に一層努めてまいります。

・過去に行われた事業上の意思決定の分析

・経営資源(人材、資産、資本)の監視

・リスク管理(重要事項のシナリオの議論、リスクの最新状況やビジネス環境の変化によるリスクの評価)

【原則5-1】株主との建設的な対話

当社における株主との対話については、対話の相手方の規模、態様に応じて、最も適切な経営陣、取締役を指定して対応します。現在、株主には経営企画室が対応することを基本とし、機関投資家向けには説明会を開催して双方の効率的なコミュニケーションの構築を図っています。

また、株主の意見等は、経営企画部門、財務、経理部門、法務部門で共有し、適宜取締役会に報告を行い、必要に応じた対応を行います。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社では、投資に関する社内手続きで、資本コストを把握、検証して各種の投資判断をしております。引き続き、この社内手続きにのっとった投資判断を行っていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヴァレオ・バイエン	58,791,710	61.19
株式会社みずほ銀行	4,775,415	4.97

ダイハツ工業株式会社	2,712,384	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,484,200	2.59
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	1,746,600	1.82
BNP PARIBAS SEC SERVIECES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,700,000	1.77
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS UCITS ASSETS	1,100,000	1.14
日本生命保険相互会社	1,040,921	1.08
JP MORGAN CHASE BANK 385151	834,622	0.87
三協株式会社	586,400	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	「ソシエテ ドゥ パーティシパシオン ヴァレオ」、「ヴァレオ・バイエン」、および「ヴァレオ・エス・エー」(上場:海外) (コード)

補足説明

当社の親会社等には、「ヴァレオ・エス・エー」、「ソシエテ ドゥ パーティシパシオン ヴァレオ」、および「ヴァレオ・バイエン」の3社があります。当社の実質的な親会社である「ヴァレオ・エス・エー」は、外国上場会社(フランスパリ証券取引所)であります。「ソシエテ ドゥ パーティシパシオン ヴァレオ」は「ヴァレオ・エス・エー」の子会社であります。当社の直接の親会社「ヴァレオ・バイエン」は、「ソシエテ ドゥ パーティシパシオン ヴァレオ」の子会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

取締役会の諮問委員会として、利益相反監視委員会を設けてあります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
青松英男	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青松英男		DRCキャピタル株式会社代表取締役社長 JPH株式会社代表取締役CEO	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するために選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	1	1	2	社外取締役

補足説明

2015年9月24日の取締役会決議により報酬諮問委員会を設置しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査室及び会計監査人と、監査計画、監査の方法や結果に関する報告授受や定期的な情報交換により、共有すべき事項について相互に連携し認識できる関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
鶴巻暁	弁護士												
スペストルピエール	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴巻暁		上條・鶴巻法律事務所(弁護士)、株式会社ベルシステム24ホールディングス社外取締役	弁護士としての法律的見地から監査機能を強化するために選任しています。

スペストルピエール		監査およびリスクマネージメントの幅広い知見から監査機能を強化するために選任しています。
-----------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員には、代表取締役社長、専務執行役員、常務執行役員等の役位に応じた額を固定報酬とし、期末業績と職務内容別に設定されたKPI(キー・パフォーマンス・インデックス)を評価し、その達成度に応じて業績連動報酬を支給することとしています。また、2016年6月29日の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の導入を決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬金額が1億円を超える取締役はいないため

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬の基本方針は、取締役の主な職務が業務執行の監督及び企業価値の向上であることから、優秀な人材を確保し、その監督機能及び経営機能を有効に機能させることを主眼に、固定報酬と業績連動報酬のバランスを勘案し決定することとしています。

執行役員に対する報酬の基本方針は、執行役員の主な職務が担当部門の経営責任者として企業価値を高めることであることから、優秀な人材を確保し、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、固定報酬と業績連動報酬のバランスを勘案し決定することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役には、取締役会ないし監査役会を通じて企業活動における情報提供を行うとともに、取締役会や監査役会以外の場も設定し、様々な情報提供の機会を設ける等のサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制として、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人、経営会議、執行役員並びに監査室等を設置しております。また、取締役会の諮問委員会として、報酬諮問委員会並びに利益相反監視委員会を設けております。

イ 取締役及び取締役会

取締役は定款で上限が10名と定められているところ、現在10名です。社外取締役2名は独立社外取締役であり、いずれも豊富な経験を有する経営者としての立場から助言を行っております。

取締役会は当連結会計年度は年間9回開催されました。会社の業務執行の決定や取締役の職務の執行の監督等を行っております。

ロ 業務執行

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、代表取締役が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上最高責任者として当社の業務を統括しております。なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、当連結会計年度は年間43回開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。

八 監査役及び監査役会

監査役は定款で上限が4名と定められているところ、現在3名です。そのうち独立社外監査役は2名であり、弁護士という企業法務又は内部監査やリスク管理に関する専門家としての立場から助言を行っております。

監査役会は当連結会計年度は年間13回開催され、取締役の職務の執行の監査等を行っております。

二 会計監査人

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、会計に関する監査等を行っております。

ホ 経営会議

経営会議は取締役社長、専務執行役員、常務執行役員等で構成されております。会社の業務執行等について審議や報告を行っております。

ヘ 監査室

会社内部の業務について監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレートガバナンス体制は、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会、監査役が出席する経営会議および利益相反監視委員会によって適正な企業活動がなされているかを監視できる体制となっています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年3月27日の定時株主総会では、3月12日が法定期限であるところ、3月7日に招集通知を発送いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び東証上場会社情報サービスサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年度決算については、2018年9月5日に中間決算、2019年3月7日に通期決算のアナリスト・機関投資家向け説明会を実施しました。 2019年度決算についても、中間決算と通期決算の2回の開催を予定しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算報告、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、報告書、IR説明会資料等を掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内のCSR規程において、ステークホルダーの立場を個別的に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書等を作成し、ホームページ等により公開しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

市光グループ行動規範を定め、取締役が自ら率先して遵守します。また、利益相反監視委員会が親会社グループとの取引を調査し、その結果を取締役会に報告します。更に、取締役への教育、コンプライアンス、CSR委員会からの取締役会での定期報告を通して、取締役の法令、定款の遵守についての意識を高めます。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関する体制

株主総会、取締役会その他社内の重要会議の議事録並びに重要な決裁書類等について、それぞれ社内規程を定め、当該規程及び「情報管理規程」に基づいて適正に運用管理、保存を行います。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、企業経営において予見されるリスクを的確に識別、分析、評価し、有事の際のリスクや日常活動の中でのリスクに対するマネジメント体制を整備します。特に、ハザードリスク対応強化のためBCM(Business Continuity Management)委員会を組織しているほか、緊急事態発生時に関しては「事業継続管理規程」並びにその関連要領を定め、緊急連絡体制を整備し、災害発生時の対応責任者を決定するなどにより、事業の継続性を確保します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に際し資料を事前に送付して、十分な検討時間を確保します。業務執行を行う取締役は、執行役員を兼務して、それぞれ担当を定めて業務を執行します。また、年度予算及び中期経営計画を策定し、業務執行を行う取締役を含む経営陣に展開し、業務を執行します。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程、CSR規程の遵守を徹底、推進するとともに、社内通報制度を運用しています。コンプライアンス、CSR委員会の活動により、会社、従業員の活動をモニターし、研修を行うことにより、使用人個々人の法令遵守意識を高めています。また、内部監査により、法令及び定款への適合性を定期的に確認しています。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」等、関係会社関連規程類を定め、子会社の企業経営の健全性、効率性をチェック、是正、指導します。

6(1)当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社に取締役を派遣するとともに、取締役会議事録を当社に提出させることにより、子会社取締役の業務執行を監督します。また、子会社において一定の重要な事項が生じた場合には、「関係会社管理規程」等の関係会社関連規程類に定めるところに従い、当社に対して適切に報告を行わせるものとします。

6(2)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社にリスクマネジメント規程を制定させるとともに、定期的に子会社のリスク情報を入手し、これを分析、評価して、企業集団としてのリスクマネジメント体制を整備します。

6(3)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」で子会社の取締役等の権限を定めるとともに、中期経営計画で、各子会社における事業の内容や方針を明確化します。

6(4)当社の子会社の取締役等、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

市光グループ行動規範、「コンプライアンス規程」を各子会社に展開し、社内通報制度を導入します。各子会社のコンプライアンス活動をコンプライアンス、CSR委員会で報告します。

7. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査室及びその他の部署に補助業務を担当させます。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、あらかじめ監査役に相談し、監査役の意見を考慮に入れて決定します。

9. 当社の監査役の監査人の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が監査役の職務を補助すべき使用人に指示した業務については、取締役等は干渉しません。監査室の業務分掌には監査役の職務の補助業務を明記します。

10. 当社の監査役への報告に関する体制

取締役、使用人は、取締役会その他社内の監査役の出席する重要会議において業務執行状況等の報告又は情報提供をします。取締役は、監査役が作成した監査計画書に基づく監査に全面的に協力し、情報を提供します。

10(1)当該監査役設置会社の取締役、会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役、使用人は、監査役の参加する取締役会、経営会議等の重要な会議、往査、或いは社長、会計監査人とのコミュニケーションの場を通じて監査役に報告をする他、内容によっては直接報告をします。

10(2)当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、子会社の監査役との情報交換や、子会社の往査を通じて、子会社の取締役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から、報告を受けます。また、監査役は、社内通報制度による社内通報の情報を直接受け取ります。

11. 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報制度に関する規程において、社内通報制度による内部通報を行った報告者に対し、内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしないことを定めています。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に必要な費用の支払を拒みません。監査役から申請があった場合、法令並びに当社の支払処理手続、支払スケジュールに従って適切に処理します。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」、「監査役監査基準」を尊重し、監査計画の実施に協力します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

政府指針等をうけ、各種契約を締結する際に、契約当事者が相互に反社会的勢力でないことを表明し、契約締結後に反社会的勢力に所属しないことを誓約させ且つ反社会的勢力に該当する場合は契約解除の事由とする等を規定することにより、反社会的勢力を排除するための取組みを行っています。また、定期的に取引先が反社会勢力に該当しないか調査を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 企業統治体制

適正な適時開示の前提となる企業統治の体制は以下のとおりです。

各部署の内部統制活動の監視・検証については、監査室が業務活動の有効性・効率性・信頼性並びにコンプライアンスの観点から継続的に監査し、適宜、役員等へ報告しております。また、監査役による内部監査、公認会計士による外部監査に加え、コンプライアンス、CSR委員会によるコンプライアンス強化も図っています。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

経営企画室が開示担当部署となり、全社への適時開示への啓蒙活動のほか、経営会議や取締役会などの重要会議の開催・運営や各部門との連携により重要事実を入手し、適時開示項目の該当可否を判断します。

適時開示項目に該当する場合、経営企画室の担当役員や社長の承認後、速やかに開示を行います。

適時開示に係る社内体制は下図のとおりです



